

平成25年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会（第1日）

1. 出席議員（10名）

1番	村	山	正	美	2番	中	原	智	昭
3番	春	田	智	明	4番	原	口	憲	雄
5番	上	野		彰	6番	柴	田	英	明
7番	岩	切	幹	嘉	8番	津	口	勝	也
9番	平	山	ひとみ		10番	五	藤	源	寿

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（10名）

企業長	井	上	澄	和	副企業長	武	末	茂	喜
参与	後	藤	俊	介	参与	高	田	重	徳
局長	白	水	満		総務課長	松	永		明
企画財政課長	櫻	井	隆	司	浄水課長	山	崎		巖
施設課長	重	松	岩	敏	料金課長	笛	渕	福	美

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	松	永	明	書記	山	川	誠	治
書記	日下部	貴	範					

5. 議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第6号の上程、提案理由の説明

6. 会議に付した事件名

議案第1号 平成24年度春日那珂川水道企業団水道事業会計資本剰余金の処分について

議案第2号 平成24年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案（第3号）

議案第3号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について

議案第6号 平成25年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算案

開会 14時00分

○上野議長 皆さん、こんにちは。

定刻より若干早うございますけども、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付をいたしております議事日程第1号により議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

8番津口勝也議員、9番平山ひとみ議員を指名をいたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期は、本日、あすの2日間と決定したいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○上野議長 異議なしと認めます。よって、今次定例会の会期は、本日、あすの2日間と決定をいたしました。

日程第3、今次定例会に提出されております議案第1号から議案第6号を一括議題といたします。

早速、提案理由の説明を求めます。

井上企業長。

○井上企業長 本日、ここに平成25年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい時期にもかかわりませず御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

年も改まり、本定例会におきまして新年度の予算案及び議案を御審議いただきますが、会議に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

さて、我が企業団は今大きな課題に直面しております。その一つは、料金収入の減少であります。料金につきましては、収納率はほとんど下がっておりますし、給水人口は増加しているにもかかわらず、平成17年度をピークに減少しております。これに加え、平成25年度からは、大山ダムの受水という大きな負担も始まります。経営を健全な形で保ちながら、効率的な事業運営に努めてまいります。

2つ目の課題は、施設の老朽化でございます。

昨年、入札公告をいたしました東隈浄水場の改良事業に代表されますように、近年は施設整備等の修理、補強をする工事がふえている状況にあります。この対策につきまして

は、財政事情を踏まえた上で、長く地域住民の生命と生活を支えていける効果的で耐久性のある水道施設となるよう取り組んでいるところでございます。

さらなる課題は、危機管理の問題でございます。

これまでもさまざまな取り組みや対策を講じてきたところですが、東日本大震災や北部九州豪雨の被害を教訓に、水道にとっての危機管理の重要性を再認識いたしました。今後は、全職員がさらに危機意識を高く持って業務に当たるとともに、災害時の被害を最小限にとどめ、かつ適切な緊急対応ができるよう、その対策に努めてまいります。

さて、本日提案いたしております議案について御説明申し上げます。

まず、議案第1号平成24年度春日那珂川水道企業団水道事業会計資本剰余金の処分についてでございます。

地方公営企業法の改正に伴い、工事負担金等を源泉とする資本剰余金から除却に充てる上限を定めるものでございます。

次に、議案第2号平成24年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案（第3号）でございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入において1,136万7,000円の減額を行うもので、水道料金、資産売却益の減額、及び負担金の増額でございます。

一方、収益的支出においては1,794万3,000円の増額を行うもので、動力費、人件費等の減額、資産減耗費、負担金等の増額でございます。

その結果、収益的收支は2億6,435万4,000円でございまして、税抜き後の当年度純利益は2億4,757万2,000円となります。また、資本的収入において3,300万7,000円を増額しておりますが、これは工事負担金、固定資産売却代金を増額するものでございます。さらに、資本的支出において1,163万2,000円を減額するものでございます。

補正の内容としましては、建設改良費において、委託料、工事請負費等で1,237万1,000円の減額等でございます。また、東隈浄水場における膜ろ過施設導入支援業務について、平成25年度を期間とする債務負担行為を限度額450万円として追加いたしております。

次に、議案第3号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が施行されたことで、所要の規定の整備を図るものであります。

次に、議案第4号春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、地方自治法の一部が改正されたことで、所要の規定の整備を図るものであります。

次に、議案第5号春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定についてでございます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことで、所要の規定の整備を図るものであります。

次に、議案第6号平成25年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算案でございます。

予算の主な内容でございますが、収益的収入において、前年度比3.7%減の25億7,890万3,000円でございます。水道料金収入において2,000万円余の減収、その他固定資産売却益等で7,600万円余の減収となっております。

一方、収益的支出は、前年度比3.7%増の24億8,250万3,000円でございます。

主な増額の理由としましては、受水費において、大山ダム受水が開始されることで7,500万円余の増額でございます。

よって、収益的收支は9,640万円でございまして、税抜き後の当年度純利益7,380万3,000円を計上させていただいております。

次に、資本的収入において2億141万3,000円増の3億9,582万1,000円を計上しておりますが、この主な要因は、昨年は借り入れを行わなかった企業債について、配水管の更新及び東隈の改良に充てるため、2億円の借り入れを行うものでございます。

さらに、資本的支出において、前年度比5.9%増の10億4,753万6,000円、増額の理由としまして、東隈浄水場改良事業費、五ヶ山ダム建設に伴う負担金及び企業債の償還金の増額によるものでございます。

その結果、資本的収支不足額は6億5,171万5,000円となり、留保資金等で補填する見込みであります。

ただいま上程いたしました議案につきましては、いずれも水道事業運営上極めて重要な案件でございます。何とぞ慎重な御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては局長及び担当課長から補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○上野議長 企業長による提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を求めます。

櫻井企画財政課長。

○櫻井企画財政課長 企画財政課長の櫻井でございます。私のほうから議案第1号及び議案第2号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第1号でございます。

水道事業会計資本剰余金の処分についてでございますが、地方公営企業法の改正により、工事負担金及び受贈取得した資産のうち、減価償却を行わなかったものについて除却を行う際の損失について、資本剰余金により埋めるには議会の議決を要することとされたことにより、今回上程させていただくものでございます。

次に、議案第2号平成24年度補正予算案（第3号）でございます。

赤いインデックスのついた議案第2号関連資料をお願いいたします。

2ページでございます。

水道事業収益におきまして、補正予算額1,136万7,000円の減額を行っております。

内訳ですが、1項1目給水収益、これは水道料金収入ですが、使用水量の減少により1,800万円程度の減額を行っております。

2項1目負担金、福岡地区水道企業団の事業に対し、国庫補助金の追加がなされたことから、構成団体からの出資金等に増額が生じ、負担金を1,210万円増額、また3項1目固定資産売却益です、土地の売却について、予算編成時は固定資産の税評価額で計上しておりましたが、売却の際の不動産鑑定額が下回ったことから、その差額600万円を減額するものでございます。

一方、水道事業費用でございます。

営業費用、1目原水及び浄水費でございます。1,640万円の減。原町浄水場の膜モジュールの洗浄を使用状況を見て1年先送りしたことにより、委託料の減が生じております。

及び、動力、薬品費の減によるものでございます。

2目配水及び給水費90万円の減。

3目業務費150万円の減でございます。委託料関係の減でございます。

4目総係費791万5,000円の減。手当、法定福利費及び委託料等の減額をするものでございます。

5目議会費40万円の減。

7目受水費80万円の減。福岡地区水道企業団からの受水で、若干のカットがあつておる関係で減額が生じております。

8目減価償却費100万円の減。

9目資産減耗費2,000万円の増。除却資産の増加によるものでございます。

3ページをお願いいたします。

2項1目負担金1,210万円の増。福岡地区水道企業団への繰出金等の増による負担金の増額でございます。

3目雑支出10万円の減。

4目消費税及び地方消費税676万5,000円の増。

3項1目固定資産売却損809万3,000円の増でございます。売却予定価格が帳簿価格を下回っているため、損失を補正するものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入において3,300万7,000円の増額を行っております。内訳ですが、1項1目工事負担金1,374万円の増。水道を新たに引く場合に加入負担金がございます。その加入負担金の増によるものでございます。

4項1目固定資産売却代金1,926万7,000円の増。23年度末に入札を行いましたが、売却できなかった土地を今年度再度売却することとしましたので、収入の補正を行っております。

資本的支出でございます。1,163万2,000円の減。

建設改良費、1目水源浄水場施設整備費において1,118万5,000円の減。

2目配水施設整備費20万円の減。

3目五ヶ山ダム建設事業費1万4,000円の増。

4目諸設備費100万円の減。

3項1目国庫補助金返還金73万9,000円の増。補助金の消費税相当分を国に返還するものでございます。

ここで、議案第2号説明資料の11ページ、A3の表をお願いいたします。

上段右側になります。

議案第2号説明資料の表の分です。赤いインデックスの議案第2号説明資料でございます。

よろしいですか。

上段右側になります。

この補正を行いましたことで、収益的収支の差し引き額は2億6,435万4,000円となり、税抜き後の純利益は2億4,757万2,000円となります。また、資本的収支につきましては、左の表の一番下になりますが、この補正を行った関係で資本的収支不足額が当初7億5,097万1,000円から4,463万9,000円の減となり、7億633万2,000円となります。これにつきましては、表の右下になりますが、補填財源といたしまして、減債積立金3,000万円、消費税資本的収支調整額1,968万9,000円、過年度留保資金等6億5,664万3,000円で補填を

予定いたしております。

すみません、3ページほど戻っていただきまして、8ページをお願いいたします。

8ページのA4の横の表でございます。

東隈浄水場膜ろ過施設導入支援業務に係る債務負担行為が今年度末までですので、新たに期間を平成25年度とし、限度額を450万円とした債務負担行為の設定を行うものでございます。

議案第1号及び議案第2号につきましては、補足説明は以上でございます。

○上野議長 白水局長。

○白水局長 続きまして、議案第3号及び議案第4号は私のほうから御説明申し上げます。

まず、議案第3号です。議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由は、下段のほうに書いておりますとおり、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律、この法律が施行されたことに伴い改正するものでございます。

次のページをごらんください。

こここの第1条と第2条が変更箇所でございます。改正する部分なんですが、一番下の附則に書いておりますとおり、1条のほうにつきましては平成25年施行、1日から、2条のほうが26年4月1日からの施行ということで、これは適用する法令条項の施行日がそういうふうに異なりますので、1条と2条の施行日も異なるということでございます。

赤いインデックスの議案第3号関連資料をごらんください。

ここに新旧対照表を載せております。1枚めくっていただきまして、こちらのほうが介護保障に係る条文でございます。その真ん中以下にアンダーライン引いておりますところをごらんになってわかりますように、障害者自立支援法が法律の名称が変わりまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というふうに名称の変更によるものでございます。

続きまして、その次のページでございまして、先ほど言いましたように、施行日が異なりますために、新旧対照表も別につくっております。1枚めくっていただきまして、下段のほうでございます。第2号のところ、第5条第12項が新しく第5条第11項にかわるというものでございます。これは、適用条項の変更で、条項のずれを生じたことに伴うものでございます。

続きまして、議案第4号に戻ります。

春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由は、そこに記しておりますとおり、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、議会の要求に応じ、出頭した参考人等の費用弁償に関し改正するというものでございます。

こちらのほうは、赤のインデックスの議案第4号関連資料をごらんください。

ここに同じように新旧対照表をつけております。これは、全てが地方自治法の適用条項の表現の変更であるとか、改正によるところでこういうふうな内容でアンダーライン引いておりますが、改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○上野議長 重松施設課長。

○重松施設課長 施設課長の重松でございます。

議案第5号につきまして補足説明をさせていただきます。

春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定でございます。

提案理由としまして、地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、水道法の一部が改正されたことに伴い、地域主権の一環としまして、今まで政令で定められておりました水道技術者の中間基準等に関し、当企業団におきましても条例で定める必要が生じたものでございます。

次のページでございます。

条例案の第2条には、布設工事監督者を配置する工事の対象範囲につきまして、第3条には布設工事監督者の資格に関する基準につきまして、そして第4条には水道技術管理者の資格に関する基準につきまして定めるものでございます。

なお、今回定める資格基準は従来の資格基準であります水道法施行令で定める基準と同一条件のまま条例化しております。

以上でございます。

○上野議長 櫻井企画財政課長。

○櫻井企画財政課長 続きまして、議案第6号の補足説明をさせていただきます。

議案第6号につきましては、議案第6号説明資料、赤いインデックスで説明資料とつております資料の目次の次になります。1ページ、A3横の表をお願いいたします。

水道事業収益、営業収益でございます。24億9,890万2,000円。

給水収益23億8,965万1,000円。24年度と比べまして2,096万1,000円減となっております。

その他営業収益、これは構成団体の下水道料金徴収の委託を受けておる受託料でございます。1億925万1,000円で、800万円ほど減、これは単価の変動によるものでございます。

営業外収益、負担金、福岡地区水道企業団への負担金及び児童手当等の構成団体からの繰出金でございます。5,314万6,000円。

その他営業外収益2,685万5,000円。受取利息等でございます。

平成25年度の水道事業収益は25億7,890万3,000円で、昨年に比べ9,651万円の減となっております。

次に、水道事業費用でございます。24億8,250万3,000円。

内訳としまして、営業費用、1目原水及び浄水費、浄水場の運転及び維持管理の費用でございます。3億4,502万3,000円。昨年に比べ3,000万円ほど増となっております。これは、浄水場機械等の保守点検委託料や動力費の増によるものでございます。

2目配水及び給水費、これは施設課の費用でございます。各家庭へ配水します管路の維持管理及び修繕費の費用でございます。9,530万6,000円でございます。

3目業務費4,981万8,000円。料金課の予算でございます。料金を徴収するのに要する費用でございます。

4目総係費4億7,792万2,000円。これは、総務課、企画財政課の予算でございます。資本勘定職員を除きます職員の人事費及び庁舎の維持管理等に要する費用でございます。

5目議会費431万9,000円。

6目監査費70万1,000円。

7目受水費4億3,312万9,000円、これは福岡地区水道企業団からの受水に要する費用でございます。昨年に比べ7,500万円ほど増となっております。これは、平成25年4月から大山ダムの配分水量3,175立方メートルが増量となることから増加しております。

8目減価償却費7億9,725万2,000円。

9目資産減耗費606万7,000円。

営業外費用、1目の負担金でございます。4,905万円。先ほど申し上げました構成団体からの繰入分を福岡地区水道企業団へ支払うものでございます。

2目支払い利息1億6,532万5,000円。企業債償還の利息分でございます。

次の雑支出には水道料金等の時効消滅分を計上しておりましたが、支出の性質上、25年度から3項1目の過年度損益修正損で計上することとしました。

3目消費税及び地方消費税4,990万5,000円です。

3項1目過年度損益修正損368万6,000円。先ほど申し上げました水道料金の時効消滅分

でございます。

4項1目予備費500万円でございます。

結果、収益的収支の差し引き額は9,640万円となり、税抜き後の当年度純利益は7,380万3,000円となります。昨年に比べ1億8,600万円ほど減となっております。これは、料金及び土地売却代による収入の減に加えまして、浄水場維持管理費及び大山受水増による支出の増が主な要因でございます。

下段に移りまして、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入の25年度の当初予算額としましては3億9,582万1,000円。内訳ですが、1項企業債、東隈改良工事及び配水管整備等に企業債を2億円借り入れることとしております。

2項工事負担金、水道に加入するときに必要となります加入負担金及び消火栓工事の負担金等の収入でございます。1億4,766万7,000円でございます。

3項国庫補助金2,407万7,000円。

4項出資金、これは春日市、那珂川町からの一般会計出資金でございます。2,407万7,000円。いずれも五ヶ山ダムの関係でいただくものでございます。

右側の資本的支出でございます。10億4,753万6,000円。

建設改良費、1目水源浄水場施設整備費2億511万8,000円。東隈改良事業の費用が含まれます。

2目配水施設整備費3億9,925万5,000円。水道管の布設及び布設がえの費用でございます。

3目五ヶ山ダム建設事業費7,901万5,000円。25年度は本体工事を進め、25年度末の進捗率は事業費ベースで69%の予定と聞いております。

4目諸設備費1,047万9,000円。水道メーター及び有形固定資産の購入費でございます。軽自動車2台の買いかえを予定いたしております。

2項企業債償還金3億5,266万9,000円。これは、企業債の償還元金でございます。

予備費100万円となりまして、資本的収支不足額は6億5,171万5,000円となります。これにつきましては内部留保資金等で補填したいと考えております。

2ページ目をお願いいたします。

水道事業会計業務量を記載しております。

右から2列目の平成25年度予算をごらんください。

業務量ですが、給水人口を15万1,606人と見込んでおります。

有収水量1,226万2,856立方メートル。前年度より約3万3,380万立方メートル減となつ

ております。

配水量でございます。1,336万4,448立方メートルでございます。

その結果、有収率でございますが、見込み有収率としましては91.8%となります。

その下の供給単価でございます。185円59銭。これは、1立方メートル当たりどれだけ収益を得ているかをあらわすものでございます。

給水原価194円30銭。1立方メートル当たりどれだけ費用がかかっているかでございます。この給水原価の中には福岡地区水道企業団への出資、繰出金等が含まれております。それら給水収益以外の収入を除きますと179円57銭となります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

企業債の概要でございます。上段のほうに23年度末から25年度末の予定残高を記載しております。平成23年度末残高としまして70億6,248万7,000円余ありました。それが25年度末では65億8,037万円余となる予定でございます。

下段の表には、平成25年度末における企業債の利率別分布状況を記載しております。

4ページから7ページは、25年度の各課の主な事業を記載しております。

4ページの浄水課では、施設の運転、動力費及び受水費が増となっております。また、7ページの企画財政課では、東隈浄水場施設改良工事関連予算が増となっております。

なお、8ページ以降には費用節別明細書を添付しております。

以上で議案第6号の補足説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○上野議長 これで提案理由の説明及び補足説明は終わりました。

以上で本日の日程は終了をいたしました。

あすは午後2時から本会議を開きます。

これをもちまして本日の会議を終了いたします。

散会 14時35分